

食事サービス契約書

(運営会社)株式会社T. S. I (以下、「甲」という。)と、_____ (以下、「乙」という。)は、食事サービスについて、以下の通り契約を締結する。

第1条 (契約期間)

本契約の期間は、_____年 ____月 ____日から、_____年 ____月 ____日までとし、それ以降の契約更新については、双方の異議がなければ自動的に更新されるものとする。

第2条 (食事サービスの提供、利用料金等)

- 1、 甲は乙に対し、食事サービスを提供し、乙は甲に対し、月額 59,616 円 (税込) のサービス利用料を本条第5項に定める方法により支払うものとする。
- 2、 甲は、乙の意思、乙の担当医師の指示、又は乙の契約する介護業者の指示に従い、所定の特別食を提供するものとする。なお、甲が特別食を提供する場合には、乙は甲に対し、前項のサービス利用料に加えて、以下のサービス利用料を支払うものとする。
 - ① 一口サイズ、刻み食、ミキサー食については、1回の食事につき 54 円 (税込)
 - ② 糖尿病食・減塩食については、1回の食事につき 54 円 (税込)
 - ③ 上記①から②以外の特別食については、甲及び乙の協議により決するものとする。
- 3、 以下に定める事情がある場合、甲は、第1項のサービス利用料を減額し、又は受領したサービス利用料から所定の額を乙に返金するものとする。なお、本条項の金額の算定に当たって、1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てするものとする。
 - ① 乙の入居によりサービス利用日数が 1 ヶ月に満たない場合、甲は、1 ヶ月を 30 日とする日割計算に基づき、利用日数に応じたサービス利用料を算定することとし、その金額を乙に対し請求するものとする。
 - ② 乙の退去によりサービス利用日数が 1 ヶ月に満たない場合、甲は、1 ヶ月を 30 日とする日割計算に基づき、利用日数に応じたサービス利用料を算定することとし、その金額と第1項のサービス利用料の差額を乙に返金するものとする。
 - ③ 乙は外泊、外出等により甲の食事サービスを受ける事が出来ない時は、乙は甲に対し食事サービス提供日の 7 日以上前にその旨を通知した場合に限り、甲は乙に対し、欠食代金相当額 (朝食 648 円・昼食 669 円・夕食 669 円 (税込)) を返金するものとする。
 - ④ 乙が入院により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、前号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、入院日を起算日として、その3日後以降のサービス利用料 (1 ヶ月を 30 日とする日割計算に基づき算定されるサービス利用料) を返金するものとする。
 - ⑤ 乙の死亡により甲の食事サービスを受けることができなくなった場合には、③号の規定にかかわらず、甲は乙に対し、死亡翌日分以降のサービス利用料 (1 ヶ月を 30 日とする日割計算に基づき算定されるサービス利用料) を返金するものとする。
- 4、 本条第1項から第3項の規定にかかわらず、本契約期間中に、経済状況の変化、物価の変動等によりサービス利用料が不相当となった場合には、甲乙間の協議により、サービス利用料を増減することができるものとする。
- 5、 サービス利用料の支払方法に関し、乙が振込を希望する場合には、乙は、前項のサービス

利用料を甲の指定する下記銀行口座への振込送金により、毎月末日までに翌月分を支払うものとし、乙が引落を希望する場合には、乙は、毎月 23 日までに翌月分を支払うものとする。但し、振込又は引落に要する手数料は乙の負担とし、振込日又は引落日が金融機関の定休日の場合、乙は、その翌営業日に振込又は引落により支払うものとする。

記

振込先口座	銀 行	三井住友銀行
	支 店	中央支店(763)
	種 別	普通預金
	口座番号	7739039
	口座名義	株式会社 T. S. I 代表取締役 北山忠雄

第 3 条（乙の契約解除・解約）

乙は契約期間内に本契約を解除する場合には、1 ヶ月以上の予告期間をもって甲に通知するものとし、その通知された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。但し、乙は予告に代え 1 ヶ月分の利用料金相当額を支払って即時に解約出来るものとする。

第 4 条（甲の契約解除・解約）

甲は、以下の事由がある場合には、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。

- ① 乙が正当な理由なく、サービス利用料の支払いを 2 ヶ月分以上滞納したとき
- ② 乙の言動・態度等が、他の利用者に重大な影響を及ぼし、甲において十分な改善を尽くしても何ら成果が見込めない場合

第 5 条（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 1、甲は乙に対する食事サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに乙の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。
- 2、前項の事故が甲の故意または過失による場合は、甲は速やかに乙の損害を賠償するものとする。
- 3、当該事故発生につき、乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

第 6 条（秘密の保持）

甲及び甲の従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た乙、乙の家族、連帯保証人及び身元引受人の秘密を保持するものとする。また契約終了後も同様とする。

第 7 条（連帯保証人）

- 1、連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとする。
- 2、連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3、甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任しなければならない。

第8条（身元引受人）

身元引受人は、乙の病気・死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとする。

- 2、甲は、身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、身元引受人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす身元引受人を新たに選任しなければならない。

第9条（疑義等の決定）

この契約の定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、誠意を持って解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

記

- 1 所在地 東京都町田市相原町字八丹 1654-2
- 2 建物名 アンジェス相原
- 3 室 名 号室

年 月 日

甲 住 所 京都府京都市西京区桂南巽町 75-4

氏 名 株式会社T. S. I 代表取締役 北山 忠雄 印

電話番号 075-393-7177

乙 住 所

氏 名 印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名 印

電話番号

極度額 食費の 12 か月分

身元引受人 住 所

氏 名 印

電話番号